



見舞金制度

イトーヨーカドー労働組合の組合員の皆さんはUAゼンセン見舞金制度の対象です！

見舞金制度一覧

I. 死亡見舞金 ～死亡したとき～

区分	見舞金	備考
本人	200,000円	
配偶者	50,000円	
実養父母・実養子、 同居中の実兄弟姉妹、実養祖父母、孫	20,000円	2親等までの血族 病死は対象外

【組合員死亡】すべての事由に給付されます。【配偶者死亡】すべての事由に給付されます。※事実婚も含む
 【家族死亡】事故死のみ給付されます。（2親等は同居者のみ）
 <対象となる家族の範囲> ①組合員の1親等の血族 ②組合員と同居中の2親等の血族

II. 休業見舞金 ～30日以上休業したとき～

区分	見舞金	備考
本人	15,000円	病気・負傷休業の期間が 30日を超えた場合

組合員が病気やケガで**連続30日以上仕事を休業したとき（休日、休暇の通算可）**に給付されます。同一傷病に起因する場合は1回限りの給付とします。ただし、休業期間との間が5年を超えている場合は給付となりますが、確認が必要になります。（申請書及び診断書はコピーをとって保管してください。）

III. 災害見舞金 ～住宅が被害を受けたとき～

区分	対象	見舞金	備考
全焼・全壊・流出	有扶養者の家族と同居の住居、単身赴任中で配偶者の住居	150,000円	常時居住していない住宅（塀・物置・倉庫・雨どい・アンテナ・エアコン・室外機・車・車庫・ベランダ・作業場等）の付属物には適用なし
	有扶養者の単身赴任中の組合員本人の住居	50,000円	
	無扶養者の家族と同居の住居と組合員本人の住居	100,000円	
半焼・半壊	有扶養者の家族と同居の住居、単身赴任中で配偶者の住居	80,000円	
	有扶養者の単身赴任中の組合員本人の住居	30,000円	
	無扶養者の家族と同居の住居と組合員本人の住居	50,000円	
床上浸水	有扶養者の家族と同居の住居、単身赴任中で配偶者の住居	80,000円	
	有扶養者の単身赴任中の組合員本人の住居	30,000円	
	無扶養者の家族と同居の住居と組合員本人の住居	50,000円	

住宅被災・・・組合員の現住居が火災や風水害・地震などの被害を受けた時に給付されます。
 （単身赴任の場合は現住居および自宅）

- ①全焼・流失・全損・・・新築しなければ居住できない程度の被災、あるいは家具の70%以上が使用できなくなったとき。
 - ②半焼・半損・大規模半損・・・居住床面積の20%以上の焼損、屋根・壁面の20%以上の損壊、あるいは家具の20%以上が使用できなくなったとき。
 - ③床上浸水・・・風水害によって床上に浸水したとき。
- 【給付区分の確認】有扶養者と無扶養者の区分は、健康保険証の扶養者の有無／準半壊・一部損壊・床下浸水は対象外

見舞金の申請期間は90日（約3ヶ月）を過ぎると無効になります。

詳細は支部執行委員長までご連絡ください。

2025年2月発行